

料 金 表

本所が有料職業紹介を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

- 1 求人又は求職の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受理手数料を申し受けます。

求人の受付	1件につき	690 円を求人者から(税込)
求職の受付	1件につき	690 円を求職者から(税込)

ただし、同一の求職者に係る求職の申込みの受理が1か月に3件を超える場合には、3件分を超えては申し受けません。

- 2 就職が決定した場合には、求人者から、次の(1)又は(2)のいずれかの額の紹介手数料を、対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。ただし、同一の雇用主に引き続き6か月を超えて雇用された場合は、6か月を超えた雇用については申し受けません。

- 1 支払われた賃金の10%に相当する額((2)に該当する場合は、(2)に定めるところにより紹介手数料を申し受けます。)

- 2 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の雇用主に引き続き6か月を超えて雇用された場合は、次の 1 又は 2 によって算出された額のうちいずれか大きい額

- 1 当該6か月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の10%に相当する額

- 2 当該6か月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額から臨時に支払われる賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を差し引いた額の13.6%に相当する額

2014年4月1日

料 金 表

本所が有料職業紹介を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

- 1 求人又は求職の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受理手数料を申し受けます。

求人の受付	1件につき	710 円を求人者から(税込)
求職の受付	1件につき	710 円を求職者から(税込)

ただし、同一の求職者に係る求職の申込みの受理が1か月に3件を超える場合には、3件分を超えては申し受けません。

- 2 就職が決定した場合には、求人者から、次の(1)又は(2)のいずれかの額の紹介手数料を、対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。ただし、同一の雇用主に引き続き6か月を超えて雇用された場合は、6か月を超えた雇用については申し受けません。

- 1 支払われた賃金の10%に相当する額((2)に該当する場合は、(2)に定めるところにより紹介手数料を申し受けます。)

- 2 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の雇用主に引き続き6か月を超えて雇用された場合は、次の 1 又は 2 によって算出された額のうちいずれか大きい額

- 1 当該6か月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の10%に相当する額

- 2 当該6か月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額から臨時に支払われる賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を差し引いた額の13.6%に相当する額

2019年10月1日